

## 10月24日から川口市議会の 決算委員会が開催されます

昨年度(令和3年度)の予算がどのように執行されたのか、市民の要望にこたえる予算額だったのか、など決算を委員会で審査して今後の予算編成に反映

**一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会 10月24日(月)～28日(金)**

(委員は日本共産党川口市議団から松本幸恵市議)

### ◇一般会計(令和3年度)

#### ●歳入は

市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、市債を審議します。

#### ●歳出は

議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費、諸支出金、予備費を審議します。

### ◇特別会計

川口市(令和3年度)では特別会計は国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、母子父子寡婦福祉資金貸付、小型自動車、看護学校、西口駐車場、東口駐車場、交通共済、学童共済、区画整理、用地取得の12会計。

**企業会計決算審査特別委員会 10月24日(月)**

(委員は日本共産党川口市議団から金子幸弘市議、井上薫市議)

### ◇企業会計

川口市(令和3年度)では企業会計は病院事業、水道事業、下水道事業の3会計。地方公営企業法のもと独立採算による特定の事業を経理する会計です。

## 10月から後期高齢者医療窓口負担が2倍化! 社会保障を充実させ、 くらしを支える政治を求めています

昨年の通常国会において、後期高齢者医療窓口負担が1割から2割に引き上げられる法案が可決され、今年の10月より施行されます。

自己負担増の対象となる方は「年金収入+その他の合計所得」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上の方々です。

※但し、2025年9月30日までの間、2割負担の方は1ヶ月の窓口負担増加額が最大3000円となります。

(現役並み所得者の方は引き続き3割負担です。)

既に後期高齢者医療被保険者証が届き、「一部負担金 2割」と明記されているのを確認して驚いた方もいると思われます。昨年来の公共料金値上から今年の4月以降の相次ぐ物価高騰や年金削減で不安な生活を送っているのが、高齢者の方々の実態ではないでしょうか? 医療費窓口負担が1割でも受診控えが起こる現状で「高齢者のいのちを守る」ことが政治の責任と云えるでしょう。

日本共産党川口市議団はこの間、「一定の所得がある後期高齢者の医療費窓口負担を2割に引き上げることの中止を求める意見書」(案)の提出や6月議会、9月議会の一般質問において問題点を追及し、窓口負担増を中止することを国に求めることや、市が実施する健康診査や人間ドックの受診率向上に努力するとともに、医療機関との連携を深めて健康相談等の施策充実を図ることが必要であると求めてきました。

国は「全世代型社会保障」として高齢者の負担増を強めていますが、市民の声を市政、県政、国政に届け社会保障を充実させ、くらしを支える政治を求めています。



# 都市基盤整備・防災力向上特別委員会 「川口元郷1丁目2番地区共同化事業」について

元郷駅コンコース前、芝川沿いの一区画で共同化事業が行われます。

計 画 地／元郷1丁目1827-1 他

敷地面積／1,866.23㎡(564.53坪)

【内、市所有地335.09㎡(101.36坪)】

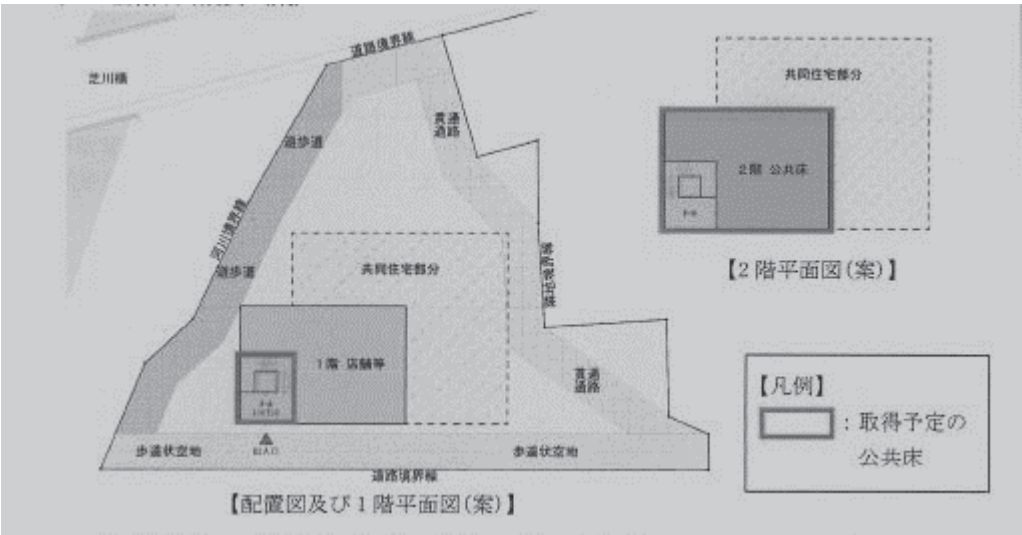
今後の予定

2022.9月／土地・家屋調査手数料補正

債務負担行為設定、基本協定の締結

2023年中／交換契約を締結、建築工事着手

2025年中／建物竣工



隣接する土地所有者から事業提案があり、共同化事業として再開発されるものです。この件については当初予算に「優良建築物等整備事業」として予算化されていますが、民間事業に多額の税金を使うとして、日本共産党市議団は反対の立場を取りました。今回の共同化事業は、総合設計制度を使って公開空地を設定し(容積率を上げることで設定)、「優良建築物等整備事業」の補助を受けるものであり、同じく今回の補正予算についても反対しました。

市は、市有地が公共床(権利床)となり、駅周辺地区の賑わい創出のための利活用を検討するとしています。まちづくりは市民の声第一に行われるべきです。

# 消費税の減税で インボイス制度をやめさせよう

9月21日  
学習会開催

2023年10月1日施行となっているインボイス制度について学習会が開かれました。小規模事業者に大打撃、暮らし・文化も成長が止まるインボイス制度の問題点など、講師の永塚友啓氏(消費税をなくす埼玉の会世話人・税理士)がお話しされ、市民や市内業者などが参加しました。

消費税は消費者が納付する税金ではなく、事業者が納付します。事業者が負担した消費税は価格に「転嫁」し、消費者にとっては価格の一部となっています。しかし経済産業省の2月調査では、「すべて転嫁」80.6%、「一部転嫁・転嫁できず」11.8%となっています。消費税の導入当初は課税売上高3,000万円以下が免税点でしたが、現在は1,000万円以下となり改悪されました。

消費税率も3%から10%となり、相次ぐ増税に国民から批判の声が上がっています。インボイス制度を導入する理由は、複数(軽減)税率導入による税収減1兆円の穴埋めとされるものです。内容は社会保障の削減(世帯合算制度の中止)4,000億円、たばこ・所得税の増税3,000億円、そしてインボイス制度導入での免税業者負担増で3,000億円です。

インボイスという言葉は消費税法にはありません。課税業者は税務署に登録し、その登録番号が書かれた請求書等を「適格請求書等」インボイスと言います。インボイスを作成できるのは課税業者で、免税業者は発行できません。そのため、課税業者が免税業者と取引している場合は①登録業者となることを要請する②自社で負担増を引き受ける③相手に値引きを強要する④免税業者とは取引しない、の選択となります。免税業者の場合は①課税事業者を選択して登録事業者申請をする②取引先の負担増に見合う値引きをする③取引をやめる④廃業の方向にする、となります。

インボイスの影響は免税業者の多い農業従事者、建設業では一人親方、文化を担うフリーランス、シルバー人材センター、個人タクシーや個人配送業など流通業者、地方自治体も対応に混乱が及ぶ心配があります。地域の経済にすきま風が吹き、成長の芽を摘み、くらしも文化も破壊するインボイス制度をやめさせる必要性が、参加者からの発言にもありました。